

令和 7 年度「困難な問題を抱える女性への支援の推進
に資する取組に関する調査研究事業」実施要綱案

第 1 事業の目的

この事業は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和 4 年法律第 5 2 号）（以下「新法」という。）に基づき女性相談支援センター及び一時保護所における支援を受ける者の権利を擁護する仕組み及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みを構築するため、必要な方策や事項を明らかにすることを目的とする。

第 2 事業の実施主体

事業の実施主体は、公募により採択された団体（以下「実施団体」という。）とする。

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第 3 事業の内容

1 女性相談支援センター一時保護所における利用者の権利を擁護する仕組み及び支援の質を評価する仕組みの構築

（1）女性相談支援センター一時保護所における実態調査

実施団体は、女性相談支援センター一時保護所における利用者の権利を擁護する仕組みや支援の質を評価する仕組み等に関する実態調査を行うこと。

（2）女性相談支援センター一時保護所における利用者の権利を擁護する仕組み及び支援の質を評価する仕組みの構築

実施団体は、女性相談支援センター一時保護所における利用者の権利の擁護及び支援の質の評価を行う上で必要な方策や事項等について、「女性支援事業の実施について」（令和 6 年 3 月 18 日社援発 0318 第 60 号）の別添 1「女性相談支援センターガイドライン」、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護の第三者評価に関する研究」報告書で例示された評価項目等を参照のうえ、令和 6 年度「困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業」にて整理された女性相談支援センター一時保護所における権利の擁護及び支援の質を評価する仕組みの構築に向けた論点を踏まえて、以下の事項について実施すること。

① 利用者の権利を擁護する仕組みの構築

利用者の権利を擁護するための取組状況等に関する調査を行い、事例集等を作成すること。

② 第三者評価基準（案）の作成

支援の質を評価する仕組みとして、第三者評価基準（案）作成すること。

③ 第三者評価事業における利用者調査の実施方法及び様式例の作成

第三者評価事業において、利用者の権利の擁護等の観点から、支援に対する利用者の受け止めや意向等を聞き取り（利用者調査）、結果を評価へ反映できるよう、利用者調査の実施方法及び様式例について作成すること。

④ 報告書の作成

①～③について、検討過程等に関する報告書を作成すること。

（３）妥当性・有効性の確認

実施団体は、（１）～（２）に掲げる業務の実施に当たり、支援を受ける者の権利を擁護する仕組み及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について、妥当性・有効性を確認するため、次について実施すること。

① ヒアリング調査等

女性相談支援センター一時保護所へのヒアリング調査等を行い、その結果を踏まえ、権利の擁護の仕組み及び第三者評価基準（案）に反映すること。

② プリテストの実施

（２）で作成した第三者評価基準（案）について、試行的に評価を実施すること。試行評価の実施は２箇所以上とし、その方法は施設自身による自己評価または外部の専門的な知見を持つ者による評価等とする。試行評価で得られた内容は、第三者評価基準（案）に反映すること。

（４）説明会等の実施

実施団体は、女性相談支援センター一時保護所向けの説明会等を開催し、権利を擁護する仕組み、第三者評価基準（案）の周知及びその取り組みについて説明する場を設けること。

２ 女性相談支援センターにおける入所者の権利を擁護する仕組み及び支援の質を評価する仕組みの構築に向けた必要な事項の検討等

（１）実施団体は、女性相談支援センターにおける利用者の権利の擁護や支援の質の確保の在り方を検討するため、児童相談所等における第三者評価の事例を収集するとともに、女性相談支援センター等に対し、現状における利用者の権利を擁護する取組等について調査等を行う。

（２）（１）に基づき、女性相談支援センターにおける権利の擁護及び支援の質を評価する仕組みの構築に向けた必要な事項の検討等を行う。

３ 有識者等から助言等を受ける機会の確保

実施団体は、１～２に掲げる業務の実施に当たり、有識者等から助言等を受ける機会を確保すること。有識者の数は６名程度とし、その選定及び助言等を受ける機会（委員会方式等）については、厚生労働省と協議の上、決定すること。

第４ 事業の実施方法

１ 事業実施計画の作成

実施団体は、第３に規定する事業を実施するに当たり、厚生労働省と協議の上、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

２ 厚生労働省との協議

実施団体は、本事業を実施するに当たり、適宜厚生労働省と協議の上、事業を実施するものとする。

第５ 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

第６ 会計

本事業の実施に当たっては、特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理するものとする。

第７ その他特記事項

１ 委託の取扱い

実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。

また、実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

２ 知的財産等

ア 本事業に係り作成、変更、更新されるドキュメント類及びプログラム等の著作権（著作権法第２１条から第２８条に定めるすべての権利を含む）は、実施団体が本件の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、厚生労働省が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて厚生労働省に帰属するものとする。

イ 本事業に係り発生した権利について、実施団体は著作者人格権を行使しないものとする。

- ウ 本事業に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、実施団体は原著作物の著作者としての権利を行使しないものとする。
- エ 本事業に係り作成、変更、更新されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、実施団体は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に厚生労働省へ報告し、承認を得ること。
- オ 本事業に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら厚生労働省の責めに帰す場合を除き、実施団体の責任、負担において一切を処理すること。この場合、厚生労働省に係る紛争の事実を知ったときは、実施団体に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を実施団体に委ねる等の協力措置を講ずる。

3 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- ア 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- イ 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写または複製してはならないこと。作業の必要上、複写または複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- ウ 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- エ 実施団体は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- オ 上記を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設けるとともに、適切に保護し、管理するための情報セキュリティ対策を講じること。

4 機密保持

- ア 実施団体は、本事業の実施の過程で厚生労働省が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）及び実施団体が作成した情報を、事業の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- イ 実施団体は、本事業を実施するに当たり、厚生労働省から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
- ・ 複製はしないこと。
 - ・ 用務に必要ななくなり次第、速やかに厚生労働省に返却すること。

- ・ 事業完了後、上記アに記載される情報を削除または返却し、実施団体において該当情報を保持しないこと。

ウ 個人情報の漏えい等、本事業における重大な問題が生じた場合に、実施団体から厚生労働省に対し、速やかに情報提供を行うこと。

5 情報セキュリティの確保

実施団体は、厚生労働省情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。

ア 実施団体は、本事業の開始時に、事業に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制について、厚生労働省担当者に書面で提出すること。

イ 実施団体は、厚生労働省から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

ウ 実施団体は、厚生労働省情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるときまたは実施団体において事業に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて厚生労働省の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

エ 実施団体は、厚生労働省から提供された要機密情報が業務終了等により不要となった場合には、確実に返却または廃棄すること。

6 情報セキュリティ監査

ア 本事業に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、厚生労働省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、厚生労働省がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（厚生労働省が選定した事業者による外部監査を含む。）。

イ 実施団体は、厚生労働省から監査等の求めがあった場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示し、監査を受け入れること。

ウ 実施団体は自ら実施した外部監査についても厚生労働省へ報告すること。

エ 情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

オ 業務履行後において当該業務に関する情報漏えい等が発生した場合であっても、監査を受け入れること。

7 問題発生時の連絡体制

情報漏洩及び作業計画の大幅な遅延などの問題が生じた場合は、厚生労働省にその問題の内容について報告すること。